

令和2年度第2回本庄市総合教育会議 次第

日 時：令和3年1月21日（木）
午後1時45分～
場 所：早稲田リサーチパーク・コミュニケーションセンター
N406 研究開発室

1. 開 会

2. 市長挨拶

3. 教育長挨拶

4. 議 題

文化財の保存と活用について（意見交換）

5. その他

6. 閉 会

【配布資料】

資 料 : 文化財の保存と活用について
参考資料 : 本庄市総合教育会議運営要綱

文化財の保存と活用について

- 1 歴史と教育のまち本庄
- 2 本市における文化財の課題

①旧本庄警察署



②田村本陣の門



③雉岡城跡



④競進社模範蚕室



⑤塙保己一



⑥旧本庄仲町郵便局・諸井家



- ⑦中山道
- ⑧都市祭礼
- ⑨郷土史関係資料の収集・保管
- ⑩収蔵庫（出土文化財・古文書・行政資料 その他）
- ⑪防災対策（文化財の耐震化）
- ⑫まちづくり・観光分野との連携
- ⑬人材育成
- ⑭展示施設の運営
- ⑮その他

3 文化財保存活用地域計画について

—文化財保護法改正の趣旨—

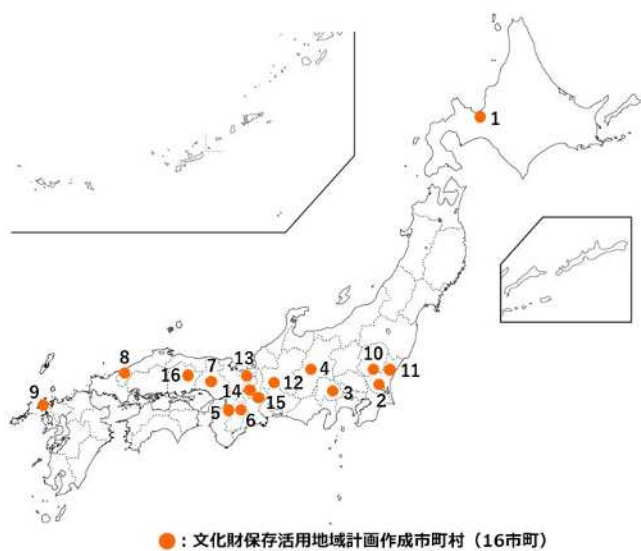
文化財の保存と活用については、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが重要である。

「文化財保存活用地域計画」とは

- 「文化財保存活用地域計画」は、各市町村において取り組んでいく目標や取り組みの具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プランです。
- 「文化財保存活用地域計画」において、文化財の保存・活用に関して、当該市町村が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、これに従って計画的に取り組むを進めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が一層促進されます。また、当該市町村における文化財行政の取組の方向性を計画として対外的に明示するとともに、作成した「文化財保存活用地域計画」を広く周知し、民間団体等の様々な関係者のみならず地域住民の理解・協力を得ることにより、地域総がかりによる、より充実した文化財の保存・活用を図っていくことが可能になります。

「文化財保存活用地域計画」認定市町村一覧

文化庁HPより R2年7月認定分まで



No.	都道府県	市町村
1	北海道	札幌市
2	茨城県	牛久市
3	山梨県	富士吉田市
4	長野県	松本市
5	大阪府	河内長野市
6	兵庫県	神河町
7	奈良県	王寺町
8	島根県	益田市
9	長崎県	平戸市
10	栃木県	下野市
11	茨城県	常陸大宮市
12	岐阜県	岐阜市
13	福井県	小浜市
14	滋賀県	草津市
15	滋賀県	甲賀市
16	岡山県	津山市

● R2年12月18日認定7市町 合計23自治体

● 埼玉県の状況：秩父市・白岡市策定中。

「文化財保存活用地域計画」に盛り込む内容（文化庁指針より）

- 市の概要（自然的・地理的環境）
- 市の文化財の概要と特徴（指定・未指定）
- 市の歴史文化の特徴

文化財の把握調査

文化財の保存活用に関する方針と措置

文化財の一体的・総合的な保存と活用

文化財保存・活用の推進体制

文化財の防災・防犯 など

策定スケジュール（案）

令和3年 文化財保存活用地域計画協議会の設置

ワークショップの実施

アンケートの実施

令和4年 計画案作成

令和5年 7月文化庁への認定申請

4 本庄早稲田の杜ミュージアムの状況

本庄早稲田の杜ミュージアム来館者数

	ジュニア	ヤング	ミドル	シニア	計	(参考)	累計
	0～12	13～20	21～64	65～		ファミリー	
2020/10	344	297	848	584	2,073	246	2,073
2020/11	339	317	1,141	726	2,523	182	4,596
2020/12	387	116	1,259	658	2,420	110	7,016
2021/1	43	22	234	105	404	35	7,420
	1,113	752	3,482	2,073	7,420	573	

小学校来館状況

10月～12月：市内 4校（6回） 379人

3年生／3校 4年生／2校 5年生／1校

ハンズオン（体験学習）の実施



展示室内を見学



早稲田大学展示室



地域連携展



本庄早稲田の杜ミュージアム イベントスケジュール（令和3年1月～3月）

○令和2年度ミニ企画展 本庄市の遺跡最新出土品展

期間 1月5日（火）～2月28日（日）

※3月2日～26日文化財整理室展示コーナーで開催

○早稲田大学展示室企画展示

「世界をつなぐやきもの—陶磁器、遙かなる旅路」展

期間 1月26日（火）～8月29日（日）

※一部展示替えのため休室 5月10日（月）～14日（金）

「オセアニア民族造形美術品」展は、1月11日（祝）で終了。

○史跡徹底解剖！ ～学芸員・発掘担当者と巡る大久保山史跡探訪～

期日 2月10日（水）・14日（日）

○世界にたったひとつだけの勾玉づくりワークショップ 第2弾

期日 3月中旬～下旬

*状況により変更または中止になる可能性があります。

5 まとめ

○本庄市総合教育会議運営要綱

平成27年11月16日
告示第435号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4の規定に基づき、本庄市総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項の協議及び調整を行う。

- (1) 市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集し、会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見の聴取)

第5条 会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(会議録の作成及び公表)

第7条 市長は、議事のほか次に掲げる事項を記載した会議録を会議の終了後遅滞なく作成し、前条ただし書の規定により会議を非公開とした部分を除き、これを公表するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその日時
- (2) 出席者及び欠席者の職及び氏名
- (3) 議題及び配布資料
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 会議録には、市長及び市長が指名する1人の構成員が署名するものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調査の結果を尊重しなければならない。

(傍聴の手続)

第9条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴人受付簿に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴できない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他市長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴の制限)

第11条 市長は、傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、会議の傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

(傍聴人の禁止行為)

第12条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子、襟巻又は外とう類を着用すること。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。ただし、特に市長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(庶務)

第14条 会議の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。